

事 務 連 絡
平成 2 9 年 1 1 月 8 日

各府省番号制度主管課 御中

内 閣 官 房 番 号 制 度 推 進 室
総務省自治行政局住民制度課

情報連携による世帯構成の確認方法について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）第 1 9 条第 7 号の規定に基づく情報照会及び同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成 2 9 年 7 月 1 8 日から試行運用を開始し、申請者等に従来の添付書類の提出を求めつつ、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行っているところです。

さて、住民票関係情報（番号利用法別表第 2 の 1 の項第 4 欄に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）の情報照会により世帯構成を確認する方法については、これまでも別添の「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（平成 2 5 年 8 月総務省）」を始め、デジタル PMO の問い合わせへの回答等で示してきたところです。

しかしながら、今般、一部の地方公共団体等から、住民票関係情報の情報照会を行っただけでは世帯構成の確認ができないとの意見が寄せられています。これらの意見は確認手順の認識不足によるものであることから、情報連携の本格運用の開始に向けた情報照会者の事務処理の再確認に資するよう、情報連携による世帯構成の確認方法について下記のとおり改めてお知らせします。

当該世帯構成の確認方法については、住民票関係情報の情報照会を行う事務の制度所管部局から、それぞれの所管制度の実務を行う国の行政機関等の部局及び地方公共団体（都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、一部事務組合及び広域連合を含む。）の部局に対して連絡する必要があることから、貴課におかれては、この連絡の参考となるよう当該住民票関係情報の情報照会を行う事務の制度所管部局に対し、下記の周知をお願いいたします。

記

情報連携による世帯構成の確認方法

- 1 住民基本台帳ネットワークシステムの「同一住所検索[※]」の機能を用い、申請者等と同一住所の者を検出。

※ 同一住所検索の方法は、地方公共団体情報システム機構の発出する住民基本台帳ネットワークシステムに関する以下の文書に記載。

国の行政機関等：システム構築手引書 操作手引書（関係省庁版）

都道府県：システム構築手引書 操作手引書（都道府県版）

市区町村：システム構築手引書 操作手引書（情報提供編）

なお、当該文書は地方公共団体情報システム機構ホームページの「住基ネット業務担当者コーナー」から入手可能。入手方法が不明な場合、各機関の住基ネット主管部署に確認願う。

- 2 1で検出した者全員について、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、住民票関係情報を取得。
- 3 2で取得した住民票関係情報のうち「世帯番号」のデータ項目が同一の者を紐付けることにより、同一世帯の者を確認。また、「続柄コード」のデータ項目から世帯構成を確認。

以上

第1節 住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン

1 基本要件

(2) 世帯情報の提供方法

③ 世帯情報の提供方法

申請書の内容を確認する場合については、確認をするすべての者の正しい個人番号を取得し、情報提供ネットワークシステムを通じて符号を取得した上で情報連携をすることにより確認することができる。一方、申請書の内容に漏れがないことを確認する場合については、漏れている者の正しい個人番号を取得することが困難である。そこで、住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出する（同一世帯である者は必ず同一住所であるが、同一住所であるから同一世帯であるとは限らない。）こととし、その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯の者を絞り込むことによって、申請書の内容に漏れがないことを確認することができる。

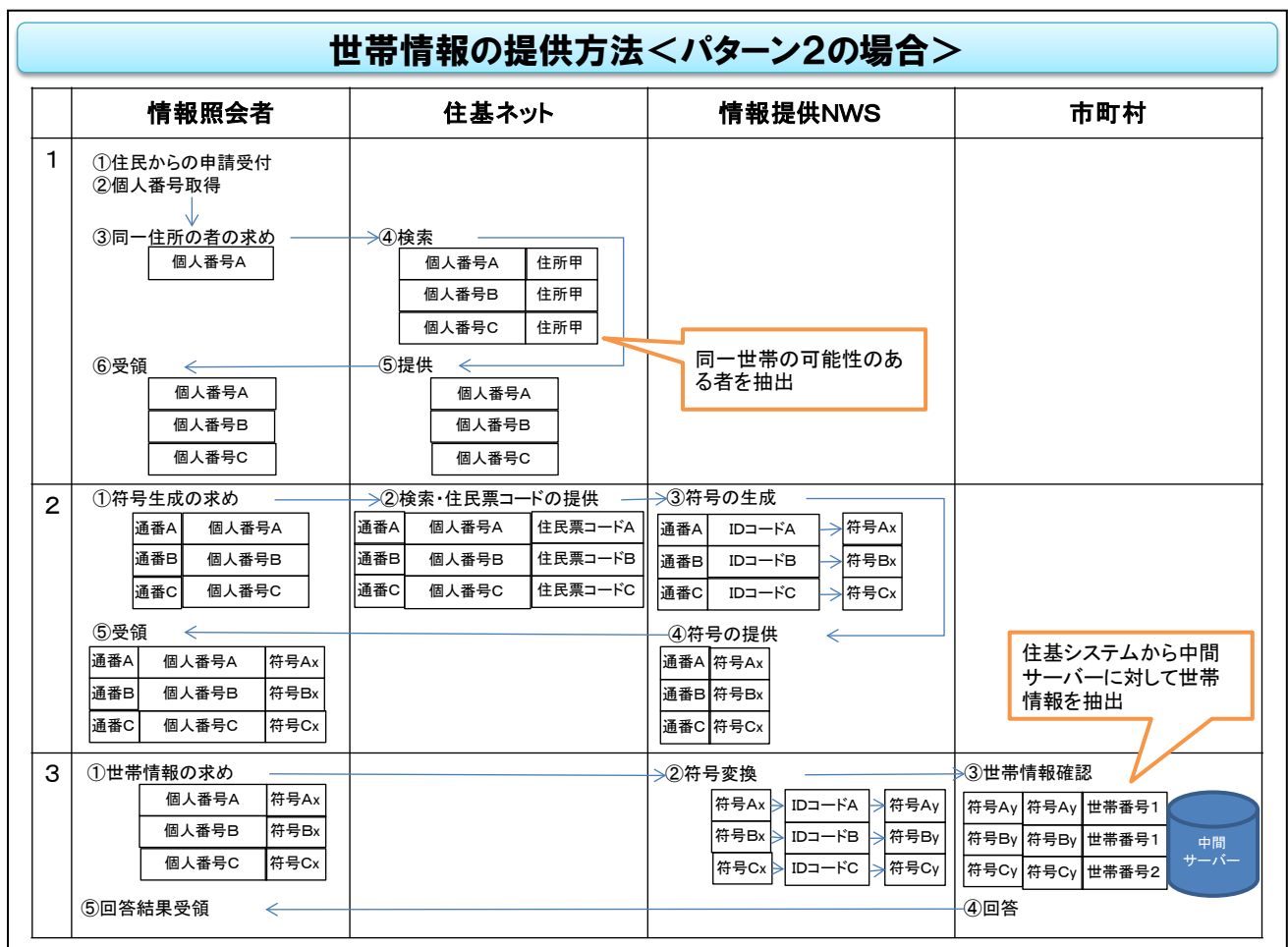


図 2.1-2 世帯情報の提供方法<パターン2の場合>